

九条 かながわ

発行 九条かながわの会

2015年7月17日 No.5

〒231-0012

横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル4F B号

☎・fax 045-212-9397

E-mail: article9@nifty.com

<http://homepage2.nifty.com/article9/>

許すな戦争法案！ドイツと日本の違い

7月9条学校（7月14日）に169名集まる

論されていない問題が多いにもかかわらず、明日にも衆院特別委員会で強行採決されようとしている。

戦後70年間、これまでの政府は、個別的自衛権に限定した自衛権の発動、

明日にも衆院特別委員会で戦争法案が強行採決されようという7月14日の夜、横浜市開港記念会館講堂で、九条かながわの会主催の7月9条学校が「ゆるすな戦争法案！ドイツと日本の違い」が開催され、169人の参加者が集まりました。

海外での武力行使の禁止など曲がりなりにも憲法9条を守ってきた。今回の法案はホルムズ海峡での機雷除去、『後方支援』の名のもとでの兵站活動、任務遂行のための武器使用を認めるなど、明らかに憲法9条に違反している。

内閣支持率は急激に低下しており、国会周辺で10万人、全国で1000万人が立ち上げれば廃案にできると訴えました。

次いで、専修大学教授で学術会議元会長の広渡清吾さんが「アジアの日本・ヨーロッパのドイツー2つ『戦後』はとうちがうか」について講演しました。広渡さんは「学者の会として各党に要請したことを報告、国会での安保法制の審議は、『われ思うゆえに正當かつ合憲』という主観



広渡 清吾さん

（専修大学教授・学術会議元会長）

主義、反知性主義が横行し、国民の幸福追求権を守るというまやかしの説明に終始している。

安倍首相は、4月にはまだ日本の国会に提出されてすらい

ない法案にもとづく新しい日米ガイドラインをアメリカと合意し、この夏までに成立させると約束している。アジアの隣国とは敵対し、アメリカには依存しつつ、世界でより大きな軍事的役割を果たそうとしている。

一方、ドイツでは戦後70年に

当って、歴史学者ウィンクラーが政府首脳、裁判所長官、連邦議会全議員を前に、1871年のドイツ帝国建国に遡って富国強兵路線を過った道と批判している。日本とドイツは同じ敗戦国として自国の歴史と民主主義のあり方を自己批判し、国際社会に民主国家をめざすことを約束した。日本国憲法9条（徹底した平和主義）

とドイツ基本法1条（人間の尊厳至上主義）がその象徴である。ドイツでは過去の自己批判が次第に徹底し、与野党で合意され、国民に共有されるものとなっている。

一方、日本では政府自民党が侵略戦争と植民地支配の反省を曖昧にし、アジアの国々との相互理解を欠いたまま、安保法制を改変し、憲法による制約を取り除き、自衛隊が外国の軍隊と一体化して活動できるように拡大しようとしている」と述べました。

講演後、主催者を代表して九条かながわの会事務局長の後藤仁敏が「福田さんと広渡さんのお話はまさに9条学校に相応しく、戦争法案の危険性と違憲性、ドイツに学ぶ国のあり方についてしっかり学ぶことができた。戦争法案を許さない、安倍政権の暴走を許さないために、頑張りましょう」と呼びかけました。

司会の岸牧子さんの開会挨拶と講師紹介の後、弁護士の福田護さんが「自衛隊の世界展開は許されるのかー『安全保障法制』の危険性と違憲性」について講演しました。

福田さんは、「安保法制については、PKO活動や在外邦人救出での武器使用、外国軍隊の武器等防護など、まだまだ議



福田 護さん

（弁護士・神奈川総合法律事務所）